

平成30年度 第2回瑞穂市上下水道事業審議会 会議録

日時 平成30年12月14日(金) 午前9時30分～午前11時10分
場所 瑞穂市役所東南庁舎3階3-2会議室
出席者 会長 横井 祐一 副会長 田中 隆秀
青木 富士夫 高田 里美
所 洋士 広瀬 さき子
広瀬 真人
欠席者 迫田 義一 川島 圭二
事務局 環境水道部長 廣瀬 進一 下水道課長 臼井 敏明
下水道課総括課長補佐 工藤 浩昭 下水道課主任 森 貞雄
傍聴人 なし

- 1 会長あいさつ
- 2 第1回欠席委員あいさつ

(会長) 議事に入る前に、会議の成立について報告いたします。本日の出席委員は、9名のうち7名です。よって、瑞穂市上下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、出席者が過半数に達しており、この審議会が成立していることを宣言いたします。それから会議録については、前回の会議でも申し上げたとおり、瑞穂市審議会等の設置、運営に関する要綱第15条の規定により、公開されます。

また、会議自体も同要綱第11条の規定により「原則、公開」となっていますので、傍聴に反対の意見がなければ、認めたいと思いますが、よろしいですか。

(委員) 異議なし

(会長) それでは、事務局のかた、傍聴者がいらっしゃるかどうか確認をお願いします。
(事務局確認 傍聴人なし)

3 議題

(会長) 傍聴者がいらっしゃらないようですので、早速、議事に入ります。まず、事務局からご郵送いただいた第1回の会議録について、ご確認いただいていると思いますので、議事内容と違うとか、発言の内容が違うとか、訂正をお願いしたいとか、ありましたらお願いします。

(副会長) 9ページの下から6行目、「市民に添加されるんですね」の『添加』という

字が『転嫁』ではないでしょうか。この後にも2か所ほど出てきますので、訂正いただきますようお願いいたします。

(会長) それでは、事務局のほうで訂正願います。他にはいかがでしょうか。

だいたいよろしいでしょうか。このように議事録を残していただいていますので、ご発言のときに、どなたがというのがわかると事務局のほうも助かると思っていますので、ご発言のときは手を挙げていただいて私のほうからご指名させていただきますので、できるだけマイクを使用してご発言していただければと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

前回の会議の内容については、会議録で概ね理解していただいていると思いますが、念のため、確認を行いたいと思います。また前回、副会長から水道の配水管についての宿題もあったように記憶していますので、その当たりも含めて、事務局から簡単に前回の審議内容について、説明いただいてもよろしいですか。

(事務局廣瀬) 前回のご質問の中で、家が一軒ポツンと建ったときにどうなのかということだったと思いますが、これに関しまして法的にどうなのかというところがありまして、水道法を確認しましたところ、水道事業を経営するにあたっては、適正かつ能率的な運営に努めなければならないと、第2条に謳ってありまして、それに基づいて考えますと経済性というところで、費用対効果、地方公営企業会計を進めていくにあたりまして、費用対効果を考えなければいけないというところで、前回、説明させていただきました60mまでは、市のほうで負担させていただきますけど、それを越えた分につきましては、費用対効果を考えまして、個人さんの負担をしていただくというところが謳われているところなんですけど、これに関しましては、費用対効果というところに関しましては、下水道のほうも同じような考えでやっていくというところで進めさせていただくことをご理解いただきたいというところがございます。以上です。

(会長) 他は、よろしかったでしょうか。

(委員、意見無し)

(事務局工藤) 下水道課の工藤でございます。よろしくお願いいたします。それでは、前回、ご欠席されていた委員さんもいらっしゃいますので、前回の会議の内容について簡単におさらいのほうをしたいと思います。前回の資料の第1回資料と書かれたものをご覧ください。1ページのカラー刷りの資料で瑞穂市下水道等経営に関する指標というのがございます。この資料を用いまして瑞穂市の下水道事業については、下水道使用料で維持管理費が賄っていない状況で、下水道事業としての経営は非常に厳しい状況であることをご説明させていただきました。その

ため諮問にございますとおり、経営健全化のために、少しでも収入を増やして支出を削減したいということで、この資料6ページにございます、下水道経営改善方策ということで、いくつかの方法を提案させていただきました。これらの提案及び前回の審議内容については、順次、簡単に説明していきたいと思えます。引き続きこの6ページの資料をご覧ください。

1番目に大きい1番の歳入の増というところで、(1)下水道排水設備指定工事店の登録更新手数料につきまして、他の自治体の状況などから更新時にも、瑞穂市はこれまでとっていませんでしたけれど、7,000円を創設させていただきますということで、ご審議を願って了承を得ております。また、(2)の下水道使用料については、現状維持を提案させていただきましたが、これについては全体の審議の中で考えていきたいというようなご意見があったと認識しております。また、(3)下水道使用水量(使用者)というところですけど、要するに件数を増やしていきたいという方策ですけども、これについては、本日、この後資料説明を行い、審議を行っていただきます。次、2番目の歳出削減というところで(1)、(2)ともにですけど、新規の下水道の本管や公共ますの設置が必要となった場合、これまでほとんどの場合で、公費で工事を行ってきましたけれども、浄化槽の補助金の制度と整合を取って、建売などの転売目的の場合には、申請者、要するに、建売業者さんに工事費を負担してもらうように制度を変えたいということで、こちら審議をいただいて了解を得たと思っております。以上が前回の会議の内容になります。

(会長) ありがとうございます。前回の審議内容について何か改めてご意見などがありましたら、お願いいたします。

(委員、意見無し)

無いようですので、本日審議する資料について、事務局から説明をお願いします。本日は前回の残りの6ページの1の(3)について審議を行いたいと思えますので説明をお願いします。

(事務局工藤) それでは引き続き説明のほうさせていただきます。下水道使用水量(使用者)というところですけど、使用水量が増えれば、その分、下水道の入ってくるお金も増えるということで、要するに件数を増やしたいということです。これに伴って料金収入を増やして、経営を少しでもよくしたいという方策です。件数を増やすにはどうしたらいいのかということですけど。まず、現在の接続の推移について説明していきたいんですけど。下水道が使用できる状況で、実際に使用している人口の比率を専門的に水洗化率といいます。この水洗化率を向上させていただきたいということです。ここでこれまでの瑞穂市の水洗化率の状況を説明していきます。第1回資料の9ページをご覧ください。瑞穂市には前回説明しましたとおり、3つの処理区がございます。コミュニティ・プラント

別府処理区というのが、水色の折れ線グラフになります。次にオレンジ色が特定環境保全公共下水道の西処理区、緑色が農業集落排水事業の呂久処理区になります。呂久については平成9年に供用開始しておりますので、平成15年の始まりのところが、97.1%ということになっております。コミュニティ・プラントと特定環境保全公共下水道については、接続の推移が横ばいになっておりまして、なかなか水洗化が進んでいない状況がこのグラフからわかります。次に10ページ、11ページ、12ページが各処理区別の接続の状況ですね、件数であったり、率を、処理区ごと、自治会ごとにまとめたものになります。この表を見ていきますと、それぞれの処理区とか自治会によって、接続に差があることがわかります。今、申し上げましたように、西処理区と別府処理区につきましては、接続が伸び悩んでいる状況で、未接続の方々が、なぜ接続していないのか、どうしたら接続してもらえるようになるのかということ、平成28年12月に、この2つの処理区の未接続の方々を対象にアンケート調査を実施しました。そのアンケートの結果が資料の13ページから19ページになります。Q1からQ9までのアンケートと、その他何か意見がございますかということをお尋ねしました。この質問の中で、14ページのQ5で接続していない理由を聞いています。このアンケートを実施するまでは、市では過去に未接続のかたを全軒訪問したこともございまして、そのときの聞き取りなどから、下水道使用料が高いから接続できないというご意見が多かったと認識しておりましたが、このアンケート結果では、接続工事費が高いのが未接続の理由として、一番多い結果となりました。また、こういう理由なら接続してもよいというお尋ねをQ9でしてございまして、その結果が15ページ、16ページに書いてございます。その質問の答えでも、接続工事費の助成や補助という意見が多くを占めていました。全体的に、未接続のかたに対しては、下水道事業そのものに対して、なかなか厳しい意見が多いようなアンケート結果になりました。これは、未接続のかたにお尋ねしたアンケート結果ですけど、下水道に接続しているかたにも実はアンケート調査を実施しております。その方々はどんな意見なんだろう、どんな考え方なんだろうという結果の資料が、20ページから23ページに資料として付けさせていただいております。こちらの資料については過去に広報みずほで連載させていただいたときに、皆さんにお知らせしているもので、広報の抜粋を付けさせていただいております。こちらのアンケート結果では、下水道に接続して、快適になったという意見が、9割ぐらいを占めてございまして、下水道を実際使っていただいているかたは、下水道の必要性をご理解していただいているのかなと思っております。それからこのアンケート結果には示していませんが、実際、その他の意見として少数ではありましたが、不公平になったとしても、過去にあった助成金の制度を復活して、未接続の人たちに接続してもらいたいという意見もありました。というようなことから、未接続のかたは工事費の助成、補助をしてもらいたい、接続している

かたは、不公平になっても一部工事費を助成して、接続を増やすことが大切じゃないかという意見があったことから、排水設備の接続の工事について、市で検討しました。その資料が、前回、配らせていただきました緑色の冊子になります。この緑色の資料は瑞穂市下水道事業経営戦略ということで、平成28年度に総務省から下水道の経営状態が悪いということで、中期的な見通しを立てる計画を立てなさいということで作ったものになります。この資料の27ページをご覧ください。この中で、排水設備の工事費を助成したら、現在の接続がどうなるかということシミュレーションしております。27ページの上の方に赤字で、下水道接続促進キャンペーンと書いてございますけれども、平成31年度から平成35年度までの5年間限定で、助成金10万円を交付したらどうなるかということで、このグラフでいきますと、平成27年度末水洗化率67.3%が平成38年度には、工事費を助成しなかったら、76.9%、助成したら80%になるのではないかとシミュレーションした資料になります。件数につきましては、次の28ページに書いております。これは、西処理区のみシミュレーションですが、経営戦略については公営企業である公共下水道事業と農業集落排水事業について策定するよにということで、総務省から言われておまして、別府処理区につきましてはコミュニティ・プラントで、一般会計で行っている事業でございますので、具体的なシミュレーションはしてございませんけど、未接続の比率からして1.5倍ぐらいの未接続の件数がございまして、別府処理区についてはこれの1.5倍ぐらいになるのかなというふうに見込んでおります。この助成金の10万円については、下水道使用料に換算すると、一般家庭の平均の使用料でございますと、約2年間分です。また基本料金の場合だと5年分の費用になりまして、それぐらいの期間使っただけならば、10万円は回収できるという金額になります。また10万円を助成するというので、一時的にマイナスには感じますが、中長期的には下水道使用料が増加し、経営改善が見込まれると考えております。また、下水道の本来の目的であります、水をきれいにするという、水環境の改善がはかられていくものだと考えております。ではこの助成する制度について、県内の市町村にはどのようなものがあるかというのをまとめた資料が24ページから29ページまで、A3の縦長の資料でまとめております。この資料については、今、申しあげた助成金の制度以外に、接続を促進するための制度と一緒に記載しております。赤字の部分だけが具体的にいうと現金をお渡しするような制度になります。前回、この資料を作らせていただいたんですけど、改めて見直しますと、わかりにくいなということで、この赤字の部分だけを抜粋した資料を第2回資料ということで郵送させていただきました。具体的にはそちらの資料で説明したいと思います。第2回資料の1ページから5ページまでが抜粋したものになりまして、瑞穂市の場合はどうかということで、2ページに瑞穂市は出てきます。瑞穂市排水設備等改造助成金交付規則というのがございまして、汲み

取り便所の水洗便所への改造、し尿浄化槽を廃止し、汚水を下水道に直接排除するための改造及びこれに伴う排水設備工事ということで、供用開始から2年以内に接続したかたには、5万円を助成していたという制度がございます。県内でも同様の制度がございまして、県内の状況をまとめたものが、5ページの下表になります。助成金または補助金制度数及び割合と書いた表になります。助成金の制度がある自治体が、小計と書いてあるところになりますけど、13件、下水道のある自治体が県内で39件、そのうち助成制度のある自治体が13件ということで33.3%。瑞穂市のように期限のある自治体が8件で、20.5%。期限のない自治体は2件で、坂祝町と御嵩町については期限がなくて、下水道に接続した場合は、坂祝町の場合は4ページにございますように、1件一律8万円、御嵩町の場合は3万円ということで、工事費を助成、または補助しているということになっております。また生活保護については、期限なしで助成している自治体が3件あります。これまで瑞穂市につきましては、供用開始から2年以内という条件があったことから、その助成金なしで接続された方々も沢山おります。今回、市が提案しておりますのは、平成31年度から5年間10万円の助成金制度を暫定的に復活して、接続を増やそうという方法です。この方法では、助成金なしで接続した方々に対して不公平ではとか、これまでの5万円とか10万円とか金額の考え方についていろんな意見があると思います。ですので、この後ご審議いただきたいと考えております。また、これまで、瑞穂市で助成金を受けた件数がどれぐらいになるのかというのをまとめたのが6ページの資料になります。西処理区の場合ですと、現在までに668件のかたが接続していただいております。そのうち助成金を受けたかたは529件。新築を除いた割合でいいますと79.2%ということで約8割のかたが助成金を受けて下水道に接続していただいております。別府処理区については、新築を除いた396件のうち204件。割合でいいますと51.4%。新築の場合は供用開始から2年以内であっても、助成の対象にはならないということで割合には含めていないということになります。この制度を作ったからといって、接続の増加については、劇的に、先ほどの緑の冊子28ページに記載してありますけど、制度がなかった場合は、年間5件ぐらいであろう。制度を作った場合、最初の年が23件、17件、10件とか、劇的に増えるというふうには、過去に個々の家を訪問した時の手応えからして、増えるとは考えておりません。しかし、これまでと同様に未接続者のかたの家を訪問して、ただ接続してくださいとお願いしても、なかなかそんな気になっていただくのも難しいですし、市のほうとしても、何かきっかけがないと接続してくださいというのも、回りにくい状況にあります。この制度を作ることによって、市も積極的に制度ができたので接続してくれないですかというふうに訪問することもしやすくなりますし、未接続の方々も制度ができたから、見積りだけでも取ってみようかなというふうに考えてくれるかたも増えるんじゃないかと思っております。中

期的に考えれば、見積りを取ったことがきっかけになって、接続の件数も増えていくんじゃないかと思っております。しかし、この制度につきましては、県内の自治体でもなかなか例がない方法でもありますし、それぞれの下水道のある地域のかた、下水道があって接続しているかた、接続していないかた、家庭の状況など様々な考え方があると思っておりますので、非常に難しい件ではありますけれども、この件について審議をお願いしたいというものであります。以上で資料の説明のほうを終わります。

(会長) ありがとうございました。それでは、委員の皆様方からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員A) 家を新築されたかたは、100%繋がっているということによろしいですか。

(事務局工藤) はい、そうです。区域内のかたは繋いでいただいています。

(委員A) 100%ですか。

(事務局工藤) 下水道の供用開始している区域で新築のかたは100%です。

(委員A) 絶対に利用してくれとるということですね。

(事務局工藤) はい。

(委員A) なので、あまり建っていないということですね。例えば、別府だと1年で9件とかそういうことですか。

(事務局工藤) はい、そうです。

(委員A) 西処理区もそういうことですね。100%接続されているということですね。

(事務局工藤) 供用開始後に家を建てられたかたは、100%下水道を利用いただいております。

(委員D) 今まで、接続されていないおうちの状況というか、家族構成とかいうのはわかりますか。どうして繋がらないのでしょうか。今、アンケートを見ればわかるんですけど、それぞれいろんな事情があるとは思いますが。

(事務局工藤) 西処理区と別府処理区によって、状況が違うんですけど。別府処理区から申し

上げますと、高齢者の割合が多かったです。駅前で敷地が狭くて、西処理区と比べると工事費が少し割高になってしまうケースが多いのかなという感じがあります。西処理区については、比較的、中間ぐらいの世帯、高齢者のかたよりも中間ぐらいのかたの世帯が、家がそんなに古くなくて、尚且つ、新しくもないところですかね。お子様がちょうど学校に行っていて、お金がそちらにかかっているような家が多いと記憶しております。

(委員G) 5万円を10万円に上げたらどうかという話だと思いますが、そもそも下水道の接続の費用は平均的にいくらぐらいかかるのですか。

(事務局工藤) 下水道に接続するときの、自分の敷地内の工事費ですよ。

(委員G) いくら払ったら、下水道に繋いでもらえるのか。何mとかいうのもあると思いますが。平均的にどんな感じなのかと。

(事務局工藤) 今おっしゃっていただいてとおりで、本当にいろいろあるんです。家の敷地の広さにもよりますし。

(委員G) 一番安いのはどうですか。

(委員A) 要するにいくらなんですか。30万ですか。

(事務局工藤) 10万円以下というのは、まずないと思います。

(委員G) いやいやそういうことではなくて、10万円以下ではなくて、20万円ならあるよとか。

(事務局工藤) 20万円は十分にあり得ますね。10万円台のかたも中には、敷地が狭くて、今まで合併浄化槽だった場合には、本当に浄化槽のところで少し工事するだけで済みますので、半分以上が浄化槽の撤去費とか清掃費で、工事費がほとんど掛からないような場合もございます。あと会社によっても、同じ工事するのでも、20万円のできる場所も40万円掛かるという会社もあって、見積りを取っていただくしかないですね。今まで見せていただいたケースですと、40万円だった見積りが、同じ工事をするのに、20万円って見積りを出す会社もあります。

(委員G) 10万円だと、インパクトはあるわね。

(事務局工藤) 家の中のトイレを和式から洋式に替えるという費用を含めれば、30万円とか40万円とかになってしまうケースもありますし、キッチンまで一緒に直してしまおうというかたは、300万円とかになりますし、様々です。純粋に繋ぐ費用で100万円を超えるようなことはまずないと思いますね。という意味で浄化槽だけを廃止して、平均的な接続する工事費と言われれば、20万円から40万円ぐらいなのかなって感じはしています。

(副会長) 西処理区の場合ですね、私、西処理区の地域に住んでいるんですけど、下水道に接続していない家庭っていうのは、昔から、何十年も前からね、農家のかたで、家の敷地が比較的広いところに住んでいるかたと、それからこの数十年の間に、新しく移り住んで、それほど敷地も広くない住宅のかたと比較した場合、どちらのほうが、下水道への接続率が悪いですか。

(事務局工藤) 過去から住まわれている敷地の広いかたのほうが、接続されている割合が高いです。先ほど言いましたとおり、合併浄化槽が岐阜県の場合、設置が義務付けされたのが平成10年。平成元年から平成10年ぐらいの間に、単独浄化槽を設置されたかたぐらいが、家がそんなに下水道供用開始したときに、古くないというかたの割合が多いですね。あと、まとまっている地域性みたいな、隣がやっていないからうちはやらなくていいかなみたいな、接続していないかたの連帯感みたいなものがあるかなと思います。過去から住まわれているかたは、副会長はよくご存知だと思いますけど、過去、受益者分担金相当を貯金しておりまして、その時から、巢南町の時代、説明しておったと記憶しておりまして、下水道をやらなければならないという認識があるかたが多いんじゃないかというのもあって、敷地面積よりも、そういった認識の違いというところかと思っております。

(会長) 今回の提案は、ずっと補助金がない状態が続いていた中で、久しぶりに補助金制度を作って復活させる、さらに金額も最初の2年間よりも倍の金額の10万円ということで、今まで接続してきたかたよりも今回のキャンペーンをやるとするならば、かなり有利なことになる内容になりますけど。だからこそ、逆に効果が高く期待できる面もあるかと思います。この両方のバランスというのが非常に難しいとは思いますが、そのあたりのご意見はいかがでしょうか。

(委員A) 確認なんですけど、接続費は10万円から40万円ぐらいだと。接続切替えるためには、おおよそ、その部分でみれば、10万円から40万円。それを従来5万円にしていたと。それを今度10万円にすると。すると、先ほど資料で何%か上がるということですよ。それはどこでそんな答えが出たんですか。本当に上がるかどうかということです。接続率が10万円にしたら、本当に上

がるんですかね。どこで推計したのですか。

(事務局工藤) どこでと言われますと、先ほどの緑の中の資料で検討したんですけども、何もしないよりは、増えるとは思いますが。この制度を作ったことによって、市のほうも、積極的にこれまでもお願いしてきたんですけど、これまで以上に、接続のお願いに回って、そのときにこういう制度ができたので考えてくださいということをお願いしやすくなりますし、実際、やっぱりアンケート結果では、工事費についての意見が一番多かったですので、それを反映して、こういう制度を作りましたということで、何もしないよりは増えるとは思いますが。先ほど申し上げましたとおり、劇的に増えるとは思っていません。その結果が、緑の冊子の28ページですね、最初の年はちょっと多いですけど、段々減っていくんだらうなというふうには考えております。一番はこの制度を作ることによって、繰り返しますが、市が各家庭を回ってお願いしやすくなるということと、お願いされたことによって助成金の制度があるので見積りだけでもとってもらおうかと気になってもらうというところで、接続は何もしないよりは、増えていくと思っております。劇的には増えないと申し上げておりますけど、この水洗化率でも、何もしなかったら、76.9%、この制度をやったら80%ということで、3.1%ぐらいが増えるということで、委員Aさん言われるようにそんなに劇的には増えるとはこちらも考えていませんし、劇的に増えられると、逆に財政的に財源が必要ですので市としても困るというか、厳しい部分もあります。

(委員A) 確かにインパクトがあって、そういう効果はあると思うんですけど、接続しない人は家庭の事情でなかなかできないかたが本当は多いと思うんですよね。
10万円が掛かる件数はどれぐらいで、持ち出しがどれぐらいになるんですかね。

(事務局工藤) 西処理区の場合ですと、5年間で71件を見込んでおりますので、5年で710万円。1年あたりで140万円ぐらい。

(委員A) 別府はどれだけですか。

(事務局工藤) 別府は、これのだいたい1.5倍を見込んでいますので210万円。

(委員A) 別府は1.5倍を見込んでいるんですか。

(事務局工藤) 見込んでいるというか、単純に未接続の件数の比率でいうと1.5倍ぐらい未接続のかたがいる。

(委員A) 要するにこの制度を利用する人が、別府でどれぐらいの件数があるとみているんですか。

(事務局工藤) 100件ぐらいです。

(委員A) 100件ぐらいの5万円アップということですか。

(事務局工藤) 5万円というか、10万円アップですね。今は5万円の制度がないので。

(委員A) ないんですか。

(事務局工藤) 制度はあるんですけど、対象の地域がない。

(事務局廣瀬) 供用開始してしまって、2年は過ぎてしまっている。

(委員A) だから実質、その制度はないみたいなものですね。そういう意味で行けば、新たに作るみたいなものですか。別府は100件ということで1,000万円ということですか。

(事務局工藤) 5年間でそういうことになります。1年当たり200万円。

(委員A) それは、全体の収支からしてもいいわけですね。効果ありと。

(事務局工藤) そうです。

(委員E) 前回もちょっとお聞きしたかと思いますが、水洗化率は上がったほうが間違いないことだとわかるんですけど、どうしても税金をいかにどう使うかという話ですね。極力低い、最低の費用で最大の効果を出すというのが条例にも明確に書かれているわけで。そうなるとやっぱりアップすれば、収入が増える分もあるでしょうし。結局、どこかに目標を持って、そうしていくと、これだけ改善されていくとか、費用のところを明確にしながら、効果を出すと。何となく、前もお聞きしたんですけど、頑張っていないわけではないですよっていう、前よりはいいでしょというレベルのような話になってしまう気がするのです。出来れば、5年10年計画として、着地をいついつまでには先ほどの80%にするとか、それを目標にすると、これだけの費用が掛かってしまう。だけど、その効果っていうのは、非常に大事なものだから、これだけの費用をかけてでも、絶対やらなければいけないというところに向かって進んで行くような、その金

錢的なものと効果のところの両方を明確に出していくといいのかなと。その細かい方法として、10万円の助成とかがあるのかもしれませんが。それが最終的にはどれくらいの費用で済んで、効果がこう出るというのがもう少しわかりやすいほうがいいのかなと思うんですけど。

(事務局工藤) どのくらい収入が増えるかということですかね。

(委員E) 赤字は間違いないものですからね、収益事業ではないので。最終的には儲けのためにやっているのではないので。例えば水をきれいにするということは、市として絶対やらなければいけないことだと思うので、それにはこれだけの費用をかけてもよいと。それが例えば、年間10億円ということであれば、収入が50億円なら60億円までなら使えるわけですよ。そういう見方で、あと採算がトントンであれば、10億円まで出しているということで進めればいいです。あと、下水道なんていないという人に押し付けるわけではないですから。そうすると都会と田舎では、率が違うのは当然違うでしょうし。必要などところに必要な。ただ公平性というのを考えなければいけないと思いますし、その辺りのところはどうしてもあると思うんですけど。最後は純支出、予算的なものを明確にしながら、それで出来ることは、これだけなんだと、全体の数字を見ながら。そうすると、10年後にはこうなるというところがあるといいのかという気がします。率で80%というのもいいんですけど、そうするとどうなるかということですね。ちょっと見えづらいいかなというところですよ。

民間の携帯電話なんかですと、最初0円というか、タダでもばら撒いてでも、あれは儲けるつもりでやっているんですね。そこまでやらなくていいわけですから、赤字でいいんですから。やっぱりどうしても広めるなら、最初相当、金使わないかんかもしれませんね。ただそういうところで、市民からいろんな声が聞こえてくると思います。そんなことに金を使うなど、片方では出るのでその辺の説得ということもあるかもしれませんが。もし下水道事業が絶対必要ということであれば、やってかないといけないわけで、いかに水洗化率を高めるかというのは、本当に大事な話だと思います。

(副会長) 今回、議論されているのは、西処理区と別府処理区と、地域的には限定されたところで、下水道事業の収支比率の問題が議論されていると思うんですけど。前回も申し上げたのですが、比較的世帯数が少ない、狭い地域では、下水道事業というのはやっぱり、持ち出しのほうが増えるというのはやむを得ないと思うんですけど、設備投資に対して使用料収入っていうのは、さほどやっぱり見込めないわけです。ですから、今回の経営改善の議論というのは、ご提案のとおりでやむを得ないのかなと思いますけど、今、委員Eもおっしゃったとおり、もう少し、下水道の接続率を上げるといいですか、この2つの地区で上げ

るのは当然のことなんですけども、それ以外の瑞穂市全体の空白になっている部分ですね、ここの下水道事業をどう展望するかということを経営的には考えないといけないと思う。県下の他の自治体で下水道接続率っていうのは、比較すると、瑞穂市はうんと少ない。世帯数に対して接続している件数が少ない。ここはやっぱり全体として底上げしないと、水道事業、下水道事業の収支バランスというのは、改善していかないと私は思っています。そういう意味では、先ほど委員Eもおっしゃったとおりで、最初の投資は思い切ってやりながら、あとの将来像をどうやって描くかという、ここがどうなっていくか見通さないといけないのかと思っています。瑞穂市は、大変立地条件がいいところだと私は思っています。岐阜市と大垣市に挟まれて。名古屋圏へのアクセスも良いわけですね。そういう意味では、今後、新たな人口流入といいますか、家を建てられるかが見込まれると思います。特に、日本全体の中で名古屋圏の経済的な成長というのはマスコミなんかでも報道されているように、かなり著しいところがあります。製造出荷額なんか、東京圏や大阪圏よりも高いようなことも聞いています。そうしますと、ベットタウンとしての瑞穂市の位置っていうのは、もう少し高くなるのではないかと私は思っております。そういう意味で、下水道が整備されれば、人口流入も考えられるのではないかと思います。今後、瑞穂市をどうしていくかという市の総合計画全体の中での位置づけが必要となってくると思いますけど。方向性としては、下水道事業というのは、都市化に伴ってどうしても必要とされるインフラの一部だと思いますから。市の総合計画全体の中で、下水道の位置づけをきちんとするという将来的な見通しと問題と、差し当たって、企業会計といいますか下水道事業の収支、大きな赤字を出さないような工夫も必要だとは思いますが、瑞穂市全体の水洗化率を上げる方向を探る中で、今回の問題も位置付けていただきたいなというふうに思っています。以上です。

(事務局工藤) 今のご意見で、瑞穂市全体の接続とか水洗化という言葉がありましたけど、普及率ということによろしいですかね。空白の地帯の下水道を整備するということですね。それにつきまして、前回のパンフレットでもお示しさせていただきましたけど、平成20年度から下水道の整備の検討を始めまして、平成23年に全体計画というものを策定しまして、平成27年に都市計画決定を行いまして、事業を進めていこうとしております。なかなか、下水処理場の用地の問題がありまして、現在、進んでいないような状況ですけど、そちらのほうを早く解決して、市街化区域を中心に下水道の整備を進めていこうと考えております。ご意見いただいたとおり、規模の小さい事業では下水道の経営もなかなか厳しい状況ということで、国のほうも、今回の臨時国会で水道法の改正ということが審議されておりましたが、水道、下水道両方について広域化、自治体ごとで経営を統合して経営の収支の悪い事業に対して、比較的、大きな自治体とし

ては抵抗があると思うんですけど、そちらのノウハウであったり、利益であったりというのを経営の悪い、規模の小さい事業に回すという方向で国民として、水道事業、下水道事業は本来、市町村が行う事業なんですけど、同じ国民として、受益というか利益が、均等になるというようにと国のほうも考えておりました、法改正なんかも進んでおります。水道事業につきましては、何年前、橋下徹市長が大阪市長だったときにですね、大阪府と大阪市の水道事業を統合して広域化というのを実現しております。大阪市につきましては、水道事業は民間委託ということで進んでおります。そのことなんかを踏まえて、水道法の改正が今回行われることになっております。またその議論の中で下水道事業は、浜松市が昨年度からですね、官民連携事業ということで、コンセッション事業を行っております。そういうところで経費の削減なんかを行なっておるんですけど、官民連携事業というものにつきましても、規模の小さい事業については、利益が少ないということで、民間の参入もないということが想定されております。そういうところで広域化を図って、規模の小さい経営の難しい事業についても、広域化して官民連携を図って、歳出を削減していくような全体的な流れになっておりますので、瑞穂市についても、未整備の地域に下水道事業を進めて、ある程度大きいところで、ご意見のとおり進めていこうと考えておりますので、西処理区、別府処理区だけでなくですね、新しい処理区の瑞穂処理区も含めて考えていきたいと思っております。また、委員Eのご意見ですけど、将来的な収支の見通しについてということで、答申の中に見通しを入れさせていただき資料を作ってですね、次の会議までに示させていただきというふうでいかがでしょうか。

(会長) 補助金復活ということに、具体的な何かご意見がありましたらお願いします。

(委員E) 先ほどは少し話が大きくなってしまったんですけど。その10万円を支給することによって、大体、想定すると、何軒くらい5年でどれくらいということで、年間支出がどれくらいになって、そうすると、多分、普及率も高まるので、収入もちょっと増えるかもしれない。そうすると、収支、いろいろ効果としては、これくらいの支出増になると。増になるのは、間違いないと思うんですけど、ということもわかるといいかなと。例えば、そこで補助金を出したことによって、ドンと率が上がって、収入が増えて、黒字になるなんて、そんな良い話はないのですけども。そこまで見えないと、効果が見えないので、10万だけの効果が年間でどれくらいの規模の、どういったことになるかわかるとそこだけの話で結構ですので。率が8割というのは、金額的に10年間10万円をやっていくと、トータル何億円で、収入は何億円増えるので、経費の純増はこれだけだとわかるといいのかなと思いますけどね。他にもいろいろあるのかもしれないですけど、数字については。当然、経費も増えるので、そんな単純な話で

はないかもしれませんが。であれば、20万円でも出したほうがいいのかも。その辺のところはわからない。10万円が妥当かどうかはピンと来ないので申し訳ない、という意味です。

(事務局工藤) 経営の収支につきましては、西処理区の場合ですと、緑の冊子の36ページに見通しを付けさせていただいております。

(委員E) これは10万円の効果の部分だけのことですね。

(事務局工藤) 10万円を助成した場合ということです。

(委員E) しなかった場合がないと、比べようがないという意味です。

(事務局工藤) はい。わかりました。

(委員A) 今回の諮問で、大きな費用が影響するのは、あと、いくつかあるのですか。

(事務局工藤) 今回提案させてもらったのは、以上です。

(委員A) これだけね。それがないと、5万が10万と言われてもね、何のこっちゃというところで。全体像が。

(事務局工藤) 金額的には、本当は20万でも30万でも助成したいというのはあるのですが、他の自治体であったり、これまでのかたとの兼ね合いもありますので。

(委員A) いやいや、そういうことではなくて。他がどうかということよりも、10万なら、先ほど言われたとおりのことですよ。どれくらい上がって、費用がどうなるかっていうこと。他というよりも、それが当然あってからの話だと思うのですよ。

(委員E) 効果が絶大なら、やっぱりやるべきだと思いますし。

(委員A) だから他の市町村がどうだと議論の前にあるべき話なんだ。

(委員G) 下水道接続の年度別というところを、改めて見てみたんですけど。平成15年度の5月からでしたか、補助金を出すと言ってみえたのは。下水設備が運用開始されたということですか。

(事務局工藤) 供用開始からということですから、別府処理区は平成15年の4月から、西処理区は16年の4月から。

(委員G) それで、助成金は2年間という。18年まで助成金交付が出ていますよね。これは、計画は立てていたけど、何かで遅れたから出したとかそういうことですか。

(事務局工藤) 供用開始する地区が全域、1度にはありませんでしたので、少し当初のところより遅れていたところは、17年に供用開始とか、18年に供用開始というところがあつて。

(委員G) これを見ていて思ったのは、こういう設備を作ったから、やってみようという人が結構、最初はおったよと。それで助成金もたくさん使われたよと。ところが、18年度くらいになると、その年も終わっちゃうと。だから、そのあとも少しはやってるけども、ここで熱が冷めてきているなというふうに見えるから。そういったときに5万円の助成金を、もうちょっと前にやはり復活しますよとやった方が良かったという気もします。ただ、これだけ落ち込んでいからカンフル剤で10万円というのもありかというふうに思います。

(委員E) ついでに申し上げると、前回、5万円のときにはこれだけの効果があつたので、今回、10万円ですると更に良いと思いますと言っていたかとそれとも良いかと思ひます。過去のもの、そのまま正直に出ると思ひるので。

(事務局工藤) はい。

(委員A) そうすると、わかり易いわね。経営改善のためにやっているのに、経営の効果がわからずに、やっとなつていかんと思ひるので。それは、どれだけの効果が予測されるという、その部分を出してもらつて。

(委員G) 補助金がなくなるとやっぱり、インパクトも経費も掛かるからということ。じゃ、補助金、2年間という制約の中でやったから、みんな結構駆け込みで頼んでいるような気がしますから。だから、そういうので、5年がいいのか、今、5年という提案だから。その中でやっていただければ、僕はこの補助金制度というのは、効果があるんじゃないかなと思ひています。

(会長) 10万円だからいいのか、それとももっと低くてもいいのか、高くてもいいのか、というバランスのところ、皆さんお知りになりたいのかなと。

(委員E) 難しいとは思いますが、広告宣伝した効果を言えと言われているような感覚になられると思いますけど。その辺はある程度、市の考えで作っていただければいいと思いますので。何も変化が出てないなら、やっぱりないのかなとなってしまうので。

(委員G) Pay Payの100億円ね。あれ、3ヶ月ぐらいかかるっていったけどさ、2、3日前に終わっちゃったでしょう。あれもすごいでしょ。だから10万円って言ったら、トントントンと申込あるかも。

(委員D) 単純な意見かもわかりませんが、私も16、17年の大勢の仲間に入って、やっぱり、5万円っていうのが凄く魅力的だったので、皆さん近所周り一斉にやられる中で、順番待ちでやらせていただいて、そのときにちょうど水洗に替えて、ちょっと家を直したのですけど。排水のところとか鬼門とかあって、一番良い状態のところを流すようにして、ちょっとお金は掛かったのですけど、やっぱり10万円というのは凄く魅力的です。先ほど言われたように、どうかたがやってみえないのですかというところで、中間の世代というところもあったのですが、その家庭もちょっと、年をとられて子どもも自立されたり、また家庭の状況も変わって来ていると思うのです。やっぱり、やらないといけないことは、わかっているけどそういう状況でやれなかったという家庭も結構あると思いますので。10万円はなかなか大変ですので、補助していただけると迷ってみえたかたが、みんな順番に背中押されて、1軒でも2軒でも増えればよいのかなと思うのですけど。それに伴って、私、いつも地域の悪水掃除というか、田植えの前に川の清掃、泥を上げたりとかしているのですけど、以前に比べれば、下水が始まった当時から、だんだん川がきれいになって、臭いもなくなったり、本当にきれいになった。たまたまやっているときに、泡の水がダッと流れるときは、気持ちが悪いなと思うときも本当にありますので、やっぱり、環境というか、将来のことを考えると、1軒でも2軒でも早く増えるといいかなと思います。

(会長) 皆様方の意見としては、やった方が良いという御意見が多数なのかなと。ただ、その金額について、どれだけの効果があるのかなということについては、もう少しはっきりと意見を詰めたいという御意見が多いのかなというふうには。

一方、このキャンペーンをするにあたっては、過去の助成金なしで接続されたかたとのバランス、公平性ですね、この辺りをやっぱり、この審議会では若干、議論していくべき必要があるのかなというふうに考えますけども、その辺りは皆さん、いかがでしょうか。公共性が高いものですし、環境が良くなる、それから接続者が増えることによって、収支が改善されるということによって、今、既に助成金なしで接続されたかたにも、そういう形で、将来的に下水道料金の

アップが抑えられるというような、メリットがありますよというような説得と
いうか。

(委員E) 携帯の真似ばかりなのですけど。長くうちの商品を使ってもらえると、安くというのがあるので、早くからやっているかたにどっかのところでメリットを提供できると良いのかも。別料金作るのはなかなかあれでしょうから。何かの追加費用の掛かる部分のところで、何かずっと昔からやっているところがみたいのがあれば、できるのかどうか。そんなようながあると良いかもしれないと思います。

(副会長) 他の自治体でこういうケースというのはあるのでしょうか。つまり、普及率を上げるために助成金を当初よりもアップしてというような施策をとった自治体があるのでしょうか。

(事務局工藤) 知る限りでは、ないと思います。岐阜県内に限って言えばないと思います。

(副会長) 心配されるのは、今年度接続した人がね、1年遅らせば、10万円もらえると。そういうのはありますよね。だから、少し、周知期間をおいてね、それからやるっていうことも、何か工夫はした方が良くと思います。

(委員D) 例えば、ここで10万円と決まったとするならば、こういう制度ができましたよというのは、どこで皆さんにお知らせするのですか。市民全体にお知らせするつもりですか。やってないかただけじゃなくて、やったかたにも知らせますか。

(事務局工藤) 戸別にその方々に手紙を送ったりということはないですけど、ホームページに載せたり、広報でチラシみたいに入れたり、未接続のかたはこの制度が出来たら、一軒一軒回るつもりしていますけども。公表はしますけど、そのかたを戸別に積極的にわかってもらえるようにというところまではないかな。

(委員D) やったかたが、知らなかったではちょっといかんで、みんなが平等に知っていないといけないかなと思います。

(委員A) 今は、制度があるのかね、ないのかね。

(事務局工藤) ないです。

(委員A) ないんでしょ。それはいつからなくなったんでしたか。

(事務局工藤) 供用開始して、2年を経過してしまうともう適応される区域はないです。

(委員A) 供用開始というのは、使い始めてからという意味ですか。

(事務局工藤) 下水道が使えるようになってからということです。

(委員A) そういうことね。ということは具体的にいつのことですか。別府で言ったら。

(事務局工藤) 別府で言ったら、最後のかたが、平成18年度ですので、もう19年度からないということです。

(委員A) 別府は18年度まで。西区は。

(事務局工藤) 西は19年度に1軒ありますので。

(委員A) じゃ、10年経っているんや。

(事務局工藤) はい、そうです。

(委員A) 10年振りに復活するというようなことですね、簡単に言えば。

(事務局工藤) そうです。

(委員A) 10年前は、5万だったと。10年振りに10万円になったとこういうことですね。そう言ってもらわんとわからんな。そのときに不公平と言われるかたがあるかもわからないんだ。その答えを用意すると、こういうことですね。それは、お宅のほうで資料を作ってくれば良いわけですよ。これはこうだと。だから、5万円じゃなくて、10万円でやるんだと。やって、ペイできるというか、全体的にメリットが出るということが、見せていただいて、それはそれでいいでしょとこういうことになるんやないですか。委員Eさんが言われたようなことで、方向だけじゃなくて、全体が見れるような。それは誰もが見て、そういうことだなということが言えると思うのですよ。ですから、今回は、10万円の助成策を付けたら全体的に、金銭的にはこうだった、また他の要因でメリットがあると。赤字が増えるかもわかりませんが、他の提出されたところで良い面もあるかもわかりませんわね。そういうのを見せていただければ良いのではないですか。そうすると、我々もそうだと、こういうことになると思うのですよ。これが今回の目玉とするなら、そこは見せていただかないといかんと思うのですけどね。

(委員G) 今の供用開始という意味を教えてください。供用開始っていうのは、施設が出来てからという意味ですか。

(事務局工藤) 自分の家が下水道に繋げるようになってから。下水処理場ができてからじゃなくて。自分の家の下水処理場ができて、尚且つ、自分の家の前に、下水管ができてからです。

(委員G) 例えば岐阜市なんか、開始日から汲取り便所の人は3年以内に工事を行った人とか、供用開始から3年とかそういう意味ですね。

(事務局工藤) そうです。

(委員G) そうすると、補助金の限度額が3万円とか上記以外が2万円とかありますけど、こういうのはもう終わっているということですね。

(事務局工藤) そうですね。

(委員G) 岐阜市なんか、補助金がないということですね。

(事務局工藤) ないですね。期限がないのは、坂祝町と御嵩町の2町だけです。

(委員G) 落とし穴があるんですね。委員Aさん先ほど5万円ずつ出とるんじゃないかと、5万円が10万円にあがるんじゃないかと。2年以内というのがあるから、あまり補助金でやっているところが、少なくなったということですね。普及率が上がってきたということですね。そういう意味でとって良いのかな。

(事務局工藤) 元々期限については、汲取り便所の場合は、3年以内に繋がなければならない。3年以内に繋がらない場合は、罰則もあります。浄化槽のかたについては、法律の言葉では、遅滞なく接続しなければならないと書いてありまして、遅滞なくというのは、大体、1年以内と決まっております。それぐらいにはやってもらわないと困るっていうところと、下水処理場を新規に作った場合は、流入水量が最初少ないと、微生物で水をきれいにするんですけど、微生物が元気に、汚れた水がないと困る。水をきれいにするためには、ある程度の汚れた水が必要で、そして微生物を増やさなければいけないので、初期の流入水量を確保したいという目的で、最初は助成金、補助金を出して、接続の件数を増やすという目的から皆さん、どの自治体も期限を設けているのだと思います。

(委員G) わかりました。

(事務局白井) 今、いろいろ御意見いただいた中で、今回、10万円を徐々に復活したらという想定で意見を出していただいていますけども、それについては、各家庭でどれだけの期間で、10万円を超える部分は個人負担ですので、それについてはどの程度で浄化槽を使っているのがずっと続くのではなくて、下水道に切替わることによって、使用料も合併浄化槽を使うよりは、安くなるはずなので、下水道に切替えたことに掛かるお金、10万円を超える部分ですね、それを何年分でペイできるかという資料も1度ちょっと考えてみます。あと、市役所側、事業側としましては、当然、助成金はあるお金ですので、それに対して、接続率が上がって、収入が増える。それについて、どのくらいの収支バランスになるかという委員Eさんのお話のとおりになりますが、それをちょっと資料としてまとめればと思います。あと、公平性に関しましては、今度の4月1日から突然、始めますという、当然、先ほどお話があったように、3月31日に接続したかたには出ません。そうすると、不公平感がかなり高いので、ある程度の周知期間を設けて、それをなるべく周知して、例えば、半年後とか10ヶ月後からスタートしますよと、こういう制度が始まりますよとPRして、それならそれを待とうかというようなかたが、そのかたについては、公平性が保てるのかなど。その前に取り掛かってしまったかたには、お支払いはできないので、そこはちょっと御理解していただくしかないのですが、そういうふうに周知期間を設ける必要もあるだろうというふうに考えておりますので。先ほどの資料につきましては、次回までに間に合えばということで、ちょっと、内部的に調整しますので御理解ください。

(会長) 最近、工事されたかたに対しての公平性は、今の事前に周知期間を充分設けるということで、ご理解いただけるかと思いますが、それ以前のかたに対する公平性というかそのあたりの説明のですね根拠というか、例えば、長期的に収支が改善することによって、下水道料金の値上げが、やらない場合に比べて抑えられますよと。そういった料金抑制の効果が広く、既に接続されたかたにもありますというような感じの内容でよろしいでしょうか。

(事務局白井) 今会長さんからお話いただいたことに尽きると思います。そもそも事業の健全化が図れば、皆さん利用者にお返しができる。使用料を高くしないっていうのもひとつのことになります。そういったことで、利点があがるということも前面に出すしか方法がないと思いますので、そういう格好で周知というところでやりたいなと思います。よろしく申し上げます。

(委員D) 少し付け加えてもよろしいですか。川がきれいになったことによって、子供た

ちの声がするようになりました。タモをもって、川沿いを走ったり歩いたり、ちいさい子供さんはお母さんと一緒にタモをもって、覗いて、ザリガニを捕ったり、メダカを捕ったりして、水槽を持って走っている子供が、ほんとに私の地域ですけど、目立つようになりましてので、是非こんない話は前に進めるべきなんじゃないかと思っていますので、十分検討していただいて、前に進んでいただきたいと思います。

(委員E) どれくらいの期間を考えてみえるのですか。5年ぐらいですか。

(事務局工藤) そうです、5年です。

(委員E) いまさらなんですけど、例えば期限を決めるとポツンポツンと出るんです。公平不公平があるんで、もうちょっと低めですーっと、期限ないところもあるんで、そんな感じでやって。さすがにこれでは採算が合わないとなったらそこで打ち切るとか。とりあえず期限なしですーっといくと、公平不公平の問題がなくなるのかなと思うんですけど。

(会長) 期間がなくなると余計に、その期間にやろうという意欲がなくて、先送りになっちゃう、なかなか接続率があがらないという問題があると思うんですけど。

(委員E) それはあると思います。

(会長) そのあたりのバランスは、事務局いかがお考えでしょうか。

(事務局工藤) 難しいですけど、期限があるからやろうと思うのかなと思います。携帯電話の話が委員Eからありましたけど。光ファイバーのネットワークの接続もそうですし、あちらは民間さんなので、期限を設けてもまた、次の期限次の期限と、どんどん新しい策を出してきますけど、市の事業は規則であったり要綱であったり条例であったり決まりを決めなくてはならないですので、最初は期限があって、接続をその期間で促したいなっていうふうに考えております。期限がないっていうのはちょっと。

(委員E) 国もインチキ臭く延長延長しますから。

(事務局工藤) 期限が切れて再度検討する方向かなって思います。

(委員G) 金額ね。10万円っていうのは一律で考えてみえるのですか。先ほど接続する

費用で、10万円台もあるよとお話があったので、そうすると例えば15万円だとすると、3分の2の補助になってしまうと。そのような補助金というのが、ちょっと感情的な面でいうと出し過ぎではないかという。ですからそういう安いところは、50%とかね、そういうのも平均してやるべきではないか。例えば20万円以上になったら10万円は出しますよと。そういうのもありだと思うんですけど。

(会長) 原則補助率50%で、上限10万円とかね。

(事務局工藤) 今のご意見ですけど、坂祝町がそういう制度になっております。工事費の10分の2で、限度額を8万円としています。なお、浄化槽がある場合は一律8万円としています。

(委員G) やる人はいいわね。工事費15万円で補助金10万円を市から出してもらえらなら、よし5万円ならやろうって思うわね。果たしてそれが出し過ぎなのではないかという気もします。部外者が見た場合ね。
それで、新築はダメなんですよ。

(事務局工藤) はい、新築はこれまでと同じでダメです。

(委員A) 新築はやらんでも、施主の100%負担なんですよ。

(会長) 事務局どうですか。一律10万円に対する修正として。

(委員A) 今この場で結論出さなくていいから。

(副会長) 今会長さんが仰ったように、委員Gさんも仰ったんですけど、屋敷内の公道までの工事費は、ほんとに家の大きさ、敷地の広さによってまちまちですので、10万円で済むところもあるかもしれないですし、50万円ぐらいかかるところもあるかもしれない。委員Gさんが仰った通り不公平感が出てくると。先ほど会長さん仰った通り、原則2分の1補助で、限度額10万円とすると、もう少し理解は得やすいのではないかと思います。

(事務局廣瀬) 過去のかたからの公平性の部分からもですね。

(副会長) 工事費が20万円を超えてしまうと、もう頭打ちですよ、ということですね。

(会長) そういう設定は可能なのでしょうか。

(事務局工藤) 可能だと思います。ご意見踏まえて答申書に書く方向で。

(委員E) だいたい、20万円は超えてきそうなんですかね。

(事務局工藤) だいたい超えてくると思います。

(委員E) ほとんど、10万円の補助になるというような結論になるということですね。

(会長) イメージとしても、半分持ってくれると、ただ10万円、ポンというよりもですね、実質的には上限の10万円になるのかもしれないですけど、半分持ってくれるというのは、かなりのインパクトになると思います。
委員Fさん、何かご意見があればお願いいたします。

(委員F) 主婦としては、沢山出していただけると助かりますので、そういう制度が出来ればいいなとは思いますが。公平性っていう意味では難しいと思いますので、どうしていいのかは、わかりませんが。

(会長) ありがとうございます。それではどうでしょう。補助率2分の1、上限10万円で5年間ということで、キャンペーンをうつつ。委員の皆さんは、概ね賛成のようなんですけど。

(事務局白井) 先ほど、資料提供というお話もありましたし、一律10万円ではなくというお話もいただいております。改めて新しく作った資料プラス、答申案ですね、今の一律10万円ではなくという内容も踏まえた答申案を事前につくって、送らせていただきますので、見ていただいて、次回1月に開催させていただけるかと思いますが、その時に答申案を全体的にみて修正箇所があれば修正ということをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(会長) 委員の皆様から他にご意見よろしいでしょうか。それでは、市から提案のありました、下水道事業経営の改善方策につきまして、審議会として、全てではないですが、概ね方向性がまとまったと思いますので、次回会議では答申書の案をいただきまして、それについて審議を行いたいと思います。
そこで事務局にお尋ねしますが、答申書の作成は、これまでのこの審議会や、市の他の審議会はどうしていましたか。

(事務局廣瀬) 今、うちの課長の方からこちらのほうで作成させていただいてというふうにお話させていただきましたけども、だいたい一般的に答申案っていうのは事務局

のほうでつくらせていただいたうえで、皆さんにご審議いただきまして修正していくという状況であります。

(会長) ありがとうございます。それでは今回の答申もこれまでと同様に事務局で案を作成していただく方法でどうかなと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員) 異議なし

(会長) それでは、事務局に答申案の作成と追加の説明資料の作成をお願いいたしまして、次回の会議までに事前に郵送していただき、次回の会議で委員の方々の意見をお聞きし、修正や訂正を行い、答申書を作成することといたします。では事務局よろしくをお願いいたします。

(事務局工藤) 承知いたしました。

(会長) それでは、本日の議事はこれで終了といたします。
最後に次回の会議の日程を決めたいと思います。2月中ぐらいには答申をと、事務局からお願いされていますので、次回は1月中に一度開催したいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

次回開催日の調整

(会長) 次回は、平成31年1月18日の金曜日、9時30分からお願いします。